



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
コスモファーマシー株式会社	塙之入 盾和	上田市中央2-17-5

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
コスモファーマシー株式会社	塙之入 盾和	上田市中央2-17-5

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久生町店

佐久市岩村田字觀音堂2119-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友野沢店
佐久市野沢字一丁田315-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	トドーデ・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	トドーデ・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1

寺島薬局株式会社	池 野 隆 光	茨城県つくば市天久保2-17-5
----------	---------	------------------

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
寺島薬局株式会社	池 野 隆 光	茨城県つくば市天久保2-17-5

- 4 変更した年月日

平成22年2月1日

- 5 届出年月日

平成22年3月9日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラトウ望月店

佐久市協和字下田119-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社アート建築設計室

佐久市望月15-3

有限会社大田薬品

佐久市望月172

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	トドーデ・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

有限会社大田薬品	大田正美	佐久市望月172
有限会社ヤマダ	山田久子	塩尻市大門幸町700-1
飯島昇一	-	上田市長瀬1363-24

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社大田薬品	大田正美	佐久市望月172
有限会社ヤマダ	山田久子	塩尻市大門幸町700-1
飯島昇一	-	上田市長瀬1363-24

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジエックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジエックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友三好町店

上田市御所字石田607-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田塩尻ショッピングセンター

上田市秋和字立石361-2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社スギウラ

埴科郡坂城町大字坂城6391

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社スギウラ	杉 浦 卵太郎	埴科郡坂城町大字坂城6391
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキ	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社スギウラ	杉 浦 卵太郎	埴科郡坂城町大字坂城6391
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキ	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
有限会社塚田呉服店	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都八王子市横川町1120-1
有限会社プラトウ	矢 島 久 和	千曲市大字屋代2451
株式会社甲州屋山田商店	山 田 豊	上田市中央2-5-5
株式会社小森ネット	小 森 繁	東京都杉並区久我山5-38-15
コスマモファーマシー株式会社	塙之入 盾 和	上田市中央2-17-5
宮 道 泰 俊	-	長野市三輪4-13-14
真栄食品株式会社	山 田 洋 一	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5
斎 藤 正 利	-	小県郡長和町大門1209
株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社田原屋	田 熊 太 郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社はなおか	花 岡 正 一	上田市中央3-8-1
有限会社塚田呉服店	塚 田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428
株式会社アイ・トピア	田 中 尚 己	東京都八王子市横川町1120-1
有限会社プラトウ	矢 島 久 和	千曲市大字屋代2451

株式会社甲州屋山田商店	山田 豊	上田市中央2-5-5
株式会社小森ネット	小森 繁	東京都杉並区久我山5-38-15
コスモファーマシー株式会社	塩之入 盾和	上田市中央2-17-5
宮道泰俊	-	長野市三輪4-13-14
真栄食品株式会社	山田洋一	北佐久郡立科町大字牛鹿124-5
斎藤正利	-	小県郡長和町大門1209
株式会社大創産業	矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社田原屋	田熊太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

氏名又は名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	トヨタード・ジャパン・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社りき	等々力 哲雄	上田市常田2-16-16

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	野田亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社りき	等々力 哲雄	上田市常田2-16-16

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上田東店

上田市常田3-300-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田蚕種株式会社

上田市常田3-4-57

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友真田店

上田市真田町本原614-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	トヨタード・ジャパン・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
前 澤 安 子	—	埴科郡坂城町大字坂城6741

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
前 澤 安 子	—	埴科郡坂城町大字坂城6741

4 变更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクシティおかや

岡谷市天竜町1-3584 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 变更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
吉 村 大 佑	—	岡谷市山下町2-6-5
武 井 雅 子	—	岡谷市東銀座1-12-21

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社 西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社 ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
吉 村 大 佑	—	岡谷市山下町2-6-5
武 井 雅 子	—	岡谷市東銀座1-12-21

4 变更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友諏訪城南店

諏訪市上川2-2061 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友諏訪湖南店
諏訪市湖南南真志野3585-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり

公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ちの本町共同店舗事業協同組合

茅野市本町東10-47

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちの本町共同店舗事業協同組合	伊藤 治	茅野市本町東10-47
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
ちの本町共同店舗事業協同組合	伊藤 治	茅野市本町東10-47
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社大和屋	伊藤 治	茅野市本町東2-20
向山 カズ子	—	茅野市本町東12-15
有限会社チノ薬品	笠原 正秀	茅野市本町東10-47
有限会社カジュアル屋	中村 光利	諏訪郡下諏訪町東町57-5-1
丸興工業株式会社	橋本 信幸	神奈川県藤沢市石川6-18-54

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社大和屋	伊藤 治	茅野市本町東2-20
向山 カズ子	—	茅野市本町東12-15
有限会社チノ薬品	笠原 正秀	茅野市本町東10-47
有限会社カジュアル屋	中村 光利	諏訪郡下諏訪町東町57-5-1
丸興工業株式会社	橋本 信幸	神奈川県藤沢市石川6-18-54

4 変更した年月日

平成22年2月1日
 5 届出年月日
 平成22年3月9日
 6 届出書の縦覧の場所
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
 7 縦覧の期間
 平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
 8 意見書の様式
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
 9 意見書の提出先
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	トーワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	トーワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月9日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友富士見店
諏訪郡富士見町落合字一ノ沢10059-2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	トーワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660
株式会社アザクリエイティブイメージング	大島 康広	東京都千代田区九段南4-7-13
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀1832-1
有限会社ミツワ	古屋 真一	諏訪郡富士見町落合9984
植松由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007
吉田義治	—	諏訪郡富士見町落合9771-53
株式会社シモクラ	下倉 友男	諏訪郡富士見町富士見4654
小林貞子	—	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子株式会社	三好 勇一	諏訪郡富士見町富士見3590
有限会社今井書店	今井 千浩	茅野市仲町4-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社ヤナギヤ	柳沢 茂	松本市大字島内4660
株式会社アザクリエイティブイメージング	大島 康広	東京都千代田区九段南4-7-13
株式会社ナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀1832-1
有限会社ミツワ	古屋 真一	諏訪郡富士見町落合9984
植松由浩	—	諏訪郡富士見町落合10007
吉田義治	—	諏訪郡富士見町落合9771-53
株式会社シモクラ	下倉 友男	諏訪郡富士見町富士見4654
小林貞子	—	諏訪郡富士見町富士見1858
三好種子株式会社	三好 勇一	諏訪郡富士見町富士見3590
有限会社今井書店	今井 千浩	茅野市仲町4-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊那竜東店

伊那市伊那部上新田2709 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンズ・カレシ・エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友駒ヶ根店

駒ヶ根市赤穂14637-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

株式会社三洋堂書店

愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジ、エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジ、エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社三洋堂書店	加藤 和裕	愛知県名古屋市昭和区川名山町1-74

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン箕輪

上伊那郡箕輪町大字中箕輪8004 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	エドワード・ジョンソン・カレジ、エッスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレジ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社コメリ	捧 賢一	新潟県新潟市米山4-1-28
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友かなえ店

飯田市鼎下山550 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレジ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレジ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
白 子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村 上 慶 二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエー	市 瀬 英 明	飯田市鼎西鼎558-7

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
白 子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村 上 慶 二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	降 幡 章 雄	松本市大字島内4201-7
有限会社カイエー	市 瀬 英 明	飯田市鼎西鼎558-7

4 変更した年月日

平成22年2月1日

5 届出年月日

平成22年3月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友伊賀良店
飯田市育良町1-9-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- 4 変更した年月日

平成22年2月1日

- 5 届出年月日

平成22年3月9日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友島内店

松本市大字島内4163-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社カワフネ

松本市大字島内3782

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジエムズ・カレシ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野 田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
有限会社ヤナギヤ	柳 沢 茂	松本市大字島内4660

- 4 変更した年月日

平成22年2月1日

- 5 届出年月日

平成22年3月10日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成22年3月29日から平成22年7月29日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友寿店
松本市寿北6-27-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
合同会社西友
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジョンズ・カレジィ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	ドワード・ジョンズ・カレジィ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
青柳 良雄	—	塩尻市大字宗賀72-5

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
青柳 良雄	—	塩尻市大字宗賀72-5

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項に

おいて準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東松本シルクプラザ
松本市元町1-29-7 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社高原社
松本市元町1-2-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋	長野市大字南長池205
合同会社西友	ドワード・ジョンズ・カレジィ・エックスキー	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社シナノボリ	窪田 国典	長野市稻里町田牧1607-5
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイス21階

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社綿半ホームエイド	下島 憲秋	長野市大字南長池205
合同会社西友	野田 亨	東京都北区赤羽2-1-1
株式会社シナノボリ	窪田 国典	長野市稻里町田牧1607-5
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	増田 宗昭	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイス21階

- 4 変更した年月日
平成22年2月1日
- 5 届出年月日
平成22年3月10日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12座振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課